

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

香芝市長 三橋和史

香芝市条例第42号

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第13号）の一部を次のように改める。

第4条第1項中「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」を「香芝市附属機関設置条例（平成25年条例第5号）別表第1に規定する香芝市児童福祉審議会」に改め、「聴き、」の次に「その監督に属する」を加え、同条第2項中「市」を「香芝市（以下「市」という。）」に改める。

第7条第2項中「の各号に掲げる要件の全てを」を「に掲げる要件を全て」に改める。

第17条第1項中「の各号に掲げる要件を」を「に掲げる要件を全て」に、「家庭的保育事業所等に搬入する」を「、家庭的保育事業所等に搬入する」に改め、同項第4号中「食事の提供や」を「食事の提供」に改め、同条第2項第3号中「食事の提供や」を「食事の提供」に、「乳幼児の食事」を「利用乳幼児の食事」に改める。

第18条第1項中「定期健康診断」を「定期の健康診断」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
------------------------------------------	---------------------

乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-------------	--------------------------------------

第18条第3項中「解除」を「解除し、」に改める。

第19条中「の各号」を削る。

第22条第2項中「市から」を「市からの」に改める。

第23条中「の各号に掲げる要件を」を「に掲げる要件を全て」に改める。

第27条中「とり」を「取り」に改める。

第29条第5号中「面積は、」を「面積にあっては」に改め、同条第7号中「建物は、」を「建物にあっては」に改め、同号ロの表中「ただし、」を削り、同号ハ中「又は」を「及び」に、「一」を「いずれか」に改め、同号ニ中「、当該床」を「当該床」に改める。

第38条中「の各号」を削る。

第44条第6号中「面積は、」を「面積にあっては」に改め、同条第8号中「建物は、」を「建物にあっては」に改め、同号ロの表中「ただし、」を削り、同号ハ中「又は」を「及び」に、「一」を「いずれか」に改め、同号ニ中「、当該床」を「当該床」に改める。

(香芝市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 香芝市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」を「香芝市附属機関設置条例（平成25年条例第5号）別表第1に規定する香芝市児童福祉審議会」に改める。

第8条第2項中「1つ」を「一つ」に改める。

第9条の見出し中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「条件」を「要件」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」の次に「(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)」を加える。

第26条後段を削る。

第27条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

(香芝市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 香芝市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」を「香芝市附属機関設置条例(平成25年条例第5号)別表第1に規定する香芝市児童福祉審議会」に改め、「聴き、」の次に「その監督に属する」を加え、同条第2項中「市」を「香芝市(以下「市」という。)」に改める。

第15条中「の各号」を削る。

第20条中「とり」を「取り」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。